



島根県報

令和4年12月23日（金）

号外 第 147 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県情報公開条例及び島根県公文書等の管理に関する条例の一部を改正する 条例	(総 務 課)	13
個人情報の保護に関する法律施行条例	(")	15
島根県情報公開・個人情報保護審査会条例	(")	20
島根県手数料条例の一部を改正する条例	(財 政 課)	28
島根県県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	45
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 村 課)	46
島根県犯罪被害者等支援条例	(環境生活総務課)	48
島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例	(議 員 提 出)	54

公布された条例等のあらまし

◇島根県情報公開条例及び島根県公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

1 条例の概要

(1) 島根県情報公開条例の一部改正

ア 個人情報の保護に関する法律に規定する行政機関等匿名加工情報又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号を非公開情報とすることとした。（第7条関係）

イ 公開決定等の期限を「15日」から「30日」とすることとした。（第12条関係）

ウ 公開決定等の期限の特例における期限を「45日」から「60日」とすることとした。（第13条関係）

エ 島根県情報公開審査会に係る規定の削除

オ その他規定の整理

(2) 島根県公文書等の管理に関する条例の一部改正

ア 利用決定等の期限を「15日」から「30日」とすることとした。（第18条関係）

イ 利用決定等の期限の特例における期限を「45日」から「60日」とすることとした。（第19条関係）

ウ その他規定の整理

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇個人情報の保護に関する法律施行条例（条例第41号）

1 条例の概要

(1) 趣旨

この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものとする事とした。（第1条関係）

(2) 個人情報取扱事務登録簿

実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、個人情報取扱事務の名称等を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え付けなければならないこととした。（第3条関係）

(3) 不開示情報

不開示情報の取扱いは、島根県情報公開条例の非公開情報と同様の取扱いとすることとした（公務員等の職務の遂行に係る情報であるときは、公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分を不開示情報としないこと。）。（第4条関係）

(4) 開示請求に係る費用の負担

開示請求により個人情報が記録されている文書又は図画の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないこととした。（第5条関係）

(5) 開示請求に係る手数料

開示請求に係る手数料は、無料とすることとした。（第6条関係）

(6) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料

行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料の額を次のとおりとすることとした。（第7条関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者	21,000円に行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円及び当該作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）の合計額を加算した額

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者で、当該行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業を変更しようとするもの	12,600円
--	---------

(7) 審査会への諮問

実施機関（地方独立行政法人を除く。）は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、島根県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることとした。（第8条関係）

(8) 運用状況の公表

実施機関は、毎年1回、個人情報の保護に関する法律及びこの条例の運用状況を公表することとした。（第9条関係）

(9) 島根県個人情報保護条例の廃止

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇島根県情報公開・個人情報保護審査会条例（条例第42号）

1 条例の概要

(1) 設置

次に掲げる事務を行うため、島根県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置くこととした。（第3条関係）

ア 情報公開制度及び公文書等の管理に関する重要な事項について、実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議することとした。

イ 島根県情報公開条例、島根県公文書等の管理に関する条例、個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律施行条例及び島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の規定により諮問された事項について調査審議することとした。

ウ 住民基本台帳法の規定により都道府県の審議会の権限に属せられた事項を処理することとした。

(2) 組織

審査会は、委員10人以内で組織することとした。（第4条関係）

(3) 委員

ア 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命することとした。（第5条第1項関係）

イ 委員の任期は、2年とすることとした。（第5条第2項関係）

ウ 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならないこととした。（第5条第6項関係）

(4) 部会

審査会は、部会を置くことができることとした。（第7条関係）

(5) 審査会の調査権限

審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書、特定歴史公文書等又は保有個人情報の提示を求めることができることとした。（第8条関係）

(6) 罰則

(3)のウに違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。（第17条関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

◇島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第43号）

1 条例の概要

(1) 旅券法関係手数料（別表3の項関係）

一般旅券の査証欄の増補に係る手数料の廃止

(2) 都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料（別表64の4の項関係）

ア 低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定に係る手数料の額の改定等

(7) 一戸建ての住宅に係る計画の認定に係る手数料の額の改定等

区 分	改 正 前	改 正 後
床面積の合計が200平方メートル未満のもの	33,600円（適合証等の提出がある場合にあっては、4,600円）	34,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）
床面積の合計が200平方メートル以上のもの	33,600円（適合証等の提出がある場合にあっては、4,600円）	38,000円（住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、5,000円）

(4) 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の認定に係る手数料の額の改定等

a 非住宅部分に係る計画の認定に係る手数料の額の改定等

(a) 誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合の手数料の額の改定

区 分	改 正 前	改 正 後
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	237,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、9,200円）	225,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円）
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	303,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、17,500円）	277,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円）
非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	372,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、25,900円）	358,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円）
非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	530,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、77,900円）	510,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、78,000円）
非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	650,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、123,000円）	629,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、124,000円）
非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	754,000円（適合証等の提出がある場合にあっては、123,000円）	731,000円（非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、124,000円）

	ては、153,000円)	合にあつては、154,000円)
非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	861,000円(適合証等の提出がある場合にあつては、191,000円)	834,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、192,000円)

(b) 誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合の手数料の新設

区 分	手数料の額
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円)
非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円)
非住宅部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	142,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円)
非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、78,000円)
非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	300,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、124,000円)
非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	355,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、154,000円)
非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	416,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、192,000円)

b 住宅部分に係る計画の認定に係る手数料の額の新設

区 分	手数料の額
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円)
住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円)
住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	194,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、45,000円)
住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	269,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、77,000円)

イ 計画の変更の認定に係る手数料の額の改定等

(ア) 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定に係る手数料の額の改定等

区 分	改正前	改正後
計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	16,800円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、2,300円)	17,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)
計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル以上のもの	16,800円(変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、2,300円)	19,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、3,000円)

	は、2,300円)	にあつては、3,000円)
--	-----------	---------------

(イ) 非住宅建築物、共同住宅等又は複合建築物に係る計画の変更の認定に係る手数料の額の改定等

a 非住宅部分に係る計画の変更の認定に係る手数料の額の改定等

(a) 誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合の手数料の額の改定

区 分	改 正 前	改 正 後
非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計（以下「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。）が300平方メートル未満のもの	237,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、9,200円）	225,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円）
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	303,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、17,500円）	277,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円）
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	372,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、25,900円）	358,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円）
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	530,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、77,900円）	510,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、78,000円）
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	650,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、123,000円）	629,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、124,000円）
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	754,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、153,000円）	731,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、154,000円）
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	861,000円（変更後の計画に係る適合証等の提出がある場合にあつては、191,000円）	834,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、192,000円）

(b) 誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合の手数料の新設

区 分	手数料の額
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	86,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、10,000円）
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、16,000円）
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	142,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、26,000円）
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、78,000円）
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	300,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、124,000円）
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	355,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、154,000円）
非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	416,000円（変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあつては、192,000円）

b 住宅部分に係る計画の変更の認定に係る手数料の新設

区 分	手数料の額
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、10,000円）
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、20,000円）
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	194,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、45,000円）
住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	269,000円（変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあつては、77,000円）

ウ 計画の認定の区分の見直しに伴う関係手数料の廃止

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料（別表64の5の項関係）

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の区分の見直しに伴う手数料の区分の見直し

2 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1の(1)については、令和5年3月27日から施行することとした。

◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第44号）

1 条例の概要

- (1) 道路運送車両法の一部を改正する法律の施行等に伴う規定の整備（第50条関係）
- (2) 引用する条項の整理

2 施行期日

令和5年1月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、同年4月1日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第45号）

1 条例の概要

(1) 特定非営利活動促進法に基づく事務のうち、次の事務を奥出雲町に権限移譲することとした。（第2条の表第35号関係）

ア 設立の認証の申請書の受理及び設立の認証

イ 設立の認証の申請に係る公表及び関係書類の縦覧並びに設立の認証及び不認証の通知

ウ 登記の完了の届出の受理及び登記をしない場合の認証の取消し

エ 仮理事及び特別代理人の選任

オ 不正行為等の報告の受理

カ 役員の氏名等の変更の届出の受理

キ 定款の変更の認証並びに軽微な事項に係る定款の変更の届出及び登記事項証明書の受理

ク 事業報告書等の受理

ケ 事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧又は謄写の実施

コ 解散の認定及び解散の届出の受理

サ 清算人の氏名及び住所の届出並びに清算終了の届出の受理

シ 残余財産の国又は地方公共団体への譲渡の認証

ス 裁判所に対する意見の陳述及び裁判所の調査嘱託

セ 合併の認証

ソ 法令違反等の疑いがある場合における報告の徴収、立入検査及び改善の命令

タ 設立の認証の取消し及び認証の取消しに係る聴聞審理を非公開とする場合の理由を記載した書面の交付

チ 警察本部長の意見の聴取

(2) 旅券法に基づく事務のうち、次の事務を浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に権限移譲すること並びに規定の整理（第2条の表第36号関係）

ア 現有旅券の確認

イ 現有旅券の返納の受理

(3) 組合等登記令の改正に伴う引用する条項の整理（第2条の表第38号関係）

2 施行期日

1の(1)については令和5年4月1日から、1の(2)については同年3月27日から、1の(3)については公布の日から施行することとした。

◇島根県犯罪被害者等支援条例（条例第46号）

1 条例の概要

(1) 総則

ア この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、県民誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とすることとした。（第1条関係）

イ 基本理念（第3条関係）

- (ア) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として推進するものとする事とした。
- (イ) 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ適切に行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮して行うものとする事とした。
- (ウ) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行うものとする事とした。
- (エ) 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進するものとする事とした。

ウ 県の責務（第4条関係）

- (ア) 県は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。
- (イ) 県は、市町村が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする事とした。

エ 県民の役割（第5条関係）

県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、二次被害を生じさせること及び犯罪被害者等を孤立させることのないよう十分配慮するよう努めるものとする事とした。

オ 事業者の役割（第6条関係）

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする事とした。

カ 民間支援団体の役割（第7条関係）

民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする事とした。

(2) 支援体制等

ア 支援体制の整備（第8条関係）

- (ア) 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする事とした。
- (イ) 県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

イ 支援計画の策定（第9条関係）

- (ア) 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「支援計画」という。）を策定するものとする事とした。
- (イ) 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする事とした。
 - a 犯罪被害者等支援に関する基本的な方針
 - b 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策
 - c a及びbに掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項
- (ウ) 県は、支援計画を策定するに当たっては、県民等の意見を反映させるものとする事とした。
- (エ) 県は、支援計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする事とした。
- (オ) (ウ)及び(エ)は、支援計画の変更について準用することとした。

ウ 財政上の措置（第10条関係）

県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする事とした。

(3) 基本的施策

ア 相談、情報の提供等（第11条関係）

県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

イ 損害賠償の請求についての支援（第12条関係）

県は、犯罪等の被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

ウ 経済的負担の軽減（第13条関係）

県は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

エ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条関係）

県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復し、安心して暮らすことができるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

オ 安全の確保（第15条関係）

県は、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

カ 居住の安定（第16条関係）

県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居における特別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

キ 雇用の安定（第17条関係）

県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする事とした。

ク 刑事手続参加のための情報提供等（第18条関係）

県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続に適切に関与することができるようにするため、刑事手続に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

ケ 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第19条関係）

県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉、生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための職員の訓練及び啓発、犯罪被害者等支援に関する専門的知識又は技能を有する職員の配置その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

コ 県民等の理解促進（第20条関係）

県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、県がこの条例に基づき実施する施策、二次被害を生じさせ、及び犯罪被害者等を孤立させることのないよう十分配慮することの重要性等について、県民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

サ 民間支援団体に対する支援（第21条関係）

県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な

施策を講ずるものとする事とした。

シ 緊急支援体制の構築（第22条関係）

県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合に、当該事案による犯罪被害者等が必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、国、県、市町村、民間支援団体その他関係機関等による緊急支援体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする事とした。

(4) 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部改正（附則第2項関係）

犯罪被害者等に対する支援等に係る規定を削除することとした。

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（条例第47号）

1 条例の概要

- (1) 議会における個人情報の適正な取扱いに関する事項を定め、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護することを目的とする事とした。（第1条関係）
- (2) 議会の保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることとした。（第3条関係）
- (3) 個人情報の保有は事務遂行に必要な場合に限定し、利用目的をできる限り特定しなければならないこととした。（第4条関係）
- (4) 書面に記録された個人情報を取得する際は、本人に対する利用目的を明示しなければならないこととした。（第5条関係）
- (5) 違法、不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある個人情報の利用や、偽りその他不正な手段による個人情報取得をしてはならないこととした。（第6条関係）
- (6) 保有個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理措置を講ずることとした。（第9条関係）
- (7) 従事者は業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で利用をしてはならないこととした。（第10条関係）
- (8) 保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の安全確保に係る事態が発生したときは、本人に通知しなければならないこととした。（第11条関係）
- (9) 利用目的以外での情報の利用や提供をしてはならないこととした。（第12条関係）
- (10) 保有個人情報の提供を受ける者に対し、適切な管理のための措置を要求することとした。（第13条関係）
- (11) 第三者に個人関連情報の提供をする場合、適切な管理のための措置を要求することとした。（第14条関係）
- (12) 仮名加工情報を第三者に提供してはならないこととした。（第15条第1項関係）
- (13) 仮名加工情報の漏えい防止その他安全管理のため適切な措置を講じなければならないこととした。（第15条第2項関係）
- (14) 仮名加工情報の取扱いに当たり、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するため、削除情報等を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならないこととした。（第15条第3項関係）
- (15) 匿名加工情報の取扱いに当たり、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは加工方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならないこととした。（第16条第1項関係）
- (16) 匿名加工情報の漏えい防止その他安全管理のため適切な措置を講じなければならないこととした。（第16条第2項関係）
- (17) 議会が保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの名称や利用目的等を記載した帳簿を作成し、公表しなければならないこととした。（第17条関係）

- (18) 議会が個人情報を取り扱う事務について、個人情報取扱事務の名称等を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え付けなければならないこととした。(第18条関係)
- (19) 何人も、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることとした。(第19条関係)
- (20) 開示請求があったときは、条例に定める不開示情報を除き、開示請求者に開示することとした。(第21条関係)
- (21) 開示決定等の期限は30日以内(事務処理上困難その他正当な理由があるときは30日以内に限り延長可)とすることとした。(第26条関係)
- (22) 開示請求に係る写しの作成及び送付に要する費用は請求者の負担とすることとした。(第31条関係)
- (23) 何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、訂正を請求することができることとした。(第32条関係)
- (24) 訂正請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正することとした。(第34条関係)
- (25) 何人も、自己を本人とする保有個人情報が条例の規定に違反して保有又は利用若しくは提供されていると思料するときは、利用の停止又は消去若しくは提供の停止を請求することができることとした。(第39条関係)
- (26) 利用停止請求に理由があると認めるときは、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用情報の取扱いに係る義務について定めることとした。(第41条関係)
- (27) 開示決定等について審査請求があったときは、島根県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととした。(第46条関係)
- (28) 個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないこととした。(第50条関係)
- (29) 個人情報の適正な取扱いに関し、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときは、島根県情報公開・個人情報保護審査会に諮問できることとした。(第51条関係)
- (30) 毎年度、この条例の施行の状況をとりまとめ、概要を公表することとした。(第52条関係)
- (31) 正当な理由なく個人情報ファイルを提供したときは2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとした。(第54条関係)
- (32) 不正な利益を図る目的で情報を提供、盗用したときは1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。(第55条関係)
- (33) 職員が職務の用と異なる目的で個人の秘密文書を収集したときは1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。(第56条関係)
- (34) 不正な手段により個人情報の開示を受けた者は5万円以下の過料に処することとした。(第58条関係)

2 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

島根県情報公開条例及び島根県公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第40号

島根県情報公開条例及び島根県公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例

(島根県情報公開条例の一部改正)

第1条 島根県情報公開条例(平成12年島根県条例第52号)の一部を次のように改正する。

目次中「第40条」を「第39条」に改める。

第7条に次の1号を加える。

(7) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第12条第1項中「起算して15日」を「30日」に改める。

第13条中「起算して45日」を「60日」に改める。

第20条第1項中「島根県情報公開審査会」を「島根県情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年島根県条例第42号)第1条に規定する島根県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第22条から第31条までを次のように改める。

第22条から第31条まで 削除

第40条を削る。

(島根県公文書等の管理に関する条例の一部改正)

第2条 島根県公文書等の管理に関する条例(平成23年島根県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「島根県個人情報保護条例(平成14年島根県条例第7号)第

2 条第 1 号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第 2 条第 1 項」に改める。

第18条第 1 項中「起算して15日」を「30日」に改める。

第19条中「起算して45日」を「60日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島根県情報公開条例又は島根県公文書等の管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に到達した公開請求又は利用請求について適用し、同日前に到達した公開請求又は利用請求については、なお従前の例による。

個人情報保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 41 号

個人情報保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、知事、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

(個人情報取扱事務登録簿)

第 3 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) その他規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項

を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 前 3 項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
 - (1) 県の職員、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第 1 条に規定する職員並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員（以下この号において「県職員等」という。）又は県職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
 - (2) 犯罪の捜査に関する事務
 - (3) その他規則で定める事務
- 5 第 1 項の規定にかかわらず、公安委員会又は警察本部長は、同項第 5 号の記録項目の一部、同項第 6 号に掲げる事項若しくは同項第 7 号の規則で定める事項の一部を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務について登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部、事項若しくは規則で定める事項の一部を登録簿に登録せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿に登録しないことができる。
- 6 実施機関は、登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

（法第78条第 2 項の条例で定める情報）

第 4 条 法第78条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第 7 条第 2 号ただし書ウに掲げる情報（法第78条第 1 項各号（第 2 号を除く。）に該当するものを除く。）とする。

（費用負担）

第 5 条 法第87条第 1 項の規定により文書又は図画の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（開示請求に係る手数料）

第 6 条 法第89条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料は、無料と

する。

(行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料)

第 7 条 法第119条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間 1 時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第 4 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第 3 項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円
(審査会への諮問)

第 8 条 実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。）は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、島根県情報公開・個人情報保護審査会条例（令和 4 年島根県条例第42号）第 1 条に規定する島根県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項について審議する場合

(運用状況の公表)

第 9 条 実施機関は、毎年 1 回法及びこの条例の運用状況について公表するもの

とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(島根県個人情報保護条例の廃止)

2 島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第 7 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第 9 条、第 9 条の 2 第 3 項及び第10条第 3 項の規定による職務上又はその業務に関して知り得た旧条例第 2 条第 1 号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第 2 条第 5 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下この号及び附則第 5 項第 1 号において同じ。）である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から公の施設の管理を行わせることとされた地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の指定管理者が行う業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において旧実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けた業務に従事していた者

4 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第11条、第24条第 1 項、第29条第 1 項又は第29条の 2 第 1 項の規定による請求がされた場合に

おける旧条例に規定する旧個人情報の開示、訂正等及び利用停止については、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報（公文書（島根県情報公開条例第 2 条第 2 項に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を含む個人の秘密に属する事項が記録された情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 附則第 3 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

7 前 2 項の規定は、県の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

8 附則第 2 項の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした行為に対する罰則の適用については、その失効後も、なお従前の例による。

島根県情報公開・個人情報保護審査会条例をここに公布する。

令和4年12月23日

島根県知事 丸山達也

島根県条例第42号

島根県情報公開・個人情報保護審査会条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 設置及び組織（第3条—第7条）

第3章 審査会の調査審議等（第8条—第15条）

第4章 雑則（第16条）

第5章 罰則（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、島根県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「諮問実施機関」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号。以下「情報公開条例」という。）第20条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。）
- (2) 島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号。以下「公文書管理条例」という。）第23条第1項の規定により審査会に諮問をした知事
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関（個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年島根県条例第41号。以下「施行条例」という。）第2条第2項に規定する

実施機関をいう。)

- (4) 島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和 4 年島根県条例第 47 号。以下「県議会個人情報保護条例」という。）第 46 条の規定により審査会に諮問をした議会
- 2 この条例において「公文書」とは、情報公開条例第 12 条第 1 項に規定する公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る公文書（情報公開条例第 2 条第 2 項に規定する公文書をいう。）をいう。
- 3 この条例において「特定歴史公文書等」とは、公文書管理条例第 18 条第 1 項に規定する利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る特定歴史公文書等（公文書管理条例第 2 条第 4 項に規定する特定歴史公文書等をいう。）をいう。
- 4 この条例において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 個人情報保護法第 78 条第 1 項第 4 号、第 94 条第 1 項若しくは第 102 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は個人情報保護法第 76 条第 2 項、第 90 条第 2 項若しくは第 98 条第 2 項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報（個人情報保護法第 60 条第 1 項に規定する保有個人情報をいう。）
 - (2) 県議会個人情報保護条例第 21 条第 4 号、第 36 条第 1 項若しくは第 43 条第 1 項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は県議会個人情報保護条例第 19 条第 2 項、第 32 条第 2 項若しくは第 39 条第 2 項に規定する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る保有個人情報（県議会個人情報保護条例第 2 条第 4 項に規定する保有個人情報をいう。）

第 2 章 設置及び組織

(設置)

第 3 条 次に掲げる事務を行うため、審査会を置く。

- (1) 情報公開制度に関する重要な事項について、情報公開条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。
- (2) 情報公開条例第 20 条第 1 項の規定により諮問された事項について調査審議

すること。

- (3) 公文書等（公文書管理条例第 2 条第 5 項に規定する公文書等をいう。）の管理に関する重要な事項について、公文書管理条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関の諮問に応じて答申し、及び建議すること。
- (4) 公文書管理条例第 23 条第 1 項の規定により諮問された事項について調査審議すること。
- (5) 公文書管理条例第 27 条第 2 項の規定により諮問された事項について調査審議すること。
- (6) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 81 条第 1 項の規定に基づく機関として、個人情報保護法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により諮問された事項及び県議会個人情報保護条例第 46 条の規定により諮問された事項について調査審議すること。
- (7) 施行条例第 8 条及び県議会個人情報保護条例第 51 条の規定による諮問に応じ調査審議すること。
- (8) 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定により、同法第 30 条の 40 第 1 項に規定する都道府県の審議会の権限に属せられた事項を処理すること。

（組織）

第 4 条 審査会は、委員 10 人以内で組織する。

（委員）

第 5 条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 5 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第 6 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第 7 条 審査会は、第 3 条各号に掲げる事務を行うため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、3 人以上とし、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

第 3 章 審査会の調査審議等

(審査会の調査権限)

第 8 条 審査会（前条第 1 項の規定により部会を置く場合にあっては、部会を含む。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書、特定歴史公文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開、特定歴史公文書等の利用、又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公文書若しくは特定歴史公文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第 9 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第 10 条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第 11 条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第 8 条第 1 項の規定により提示された公文書、特定歴史公文書等又は保有個人情報を閲覧させ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第 9 条第 1 項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第 12 条 審査会は、第 8 条第 3 項、第 4 項若しくは第 10 条の規定による意見書若しくは資料の提出又は個人情報保護法第 106 条第 2 項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第 81 条第 3 項において準用する同法第 74 条若しくは

同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの意見書、資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書、資料又は主張書面を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第 1 項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書、資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第 2 項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第13条 第 3 条第 2 号、第 4 号又は第 6 号の規定により審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

（資料の提出等の求め）

第14条 審査会は、第 3 条第 1 号、第 3 号、第 5 号、第 7 号又は第 8 号に掲げる事務を行うため必要があると認める場合には、知事その他の実施機関に対し、資料の提出、意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

（答申の送付等）

第15条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人

及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第 4 章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

第 5 章 罰則

(罰則)

第17条 第 5 条第 6 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第18条 前条の規定は、県の区域外において同条の罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に島根県情報公開条例及び島根県公文書等の管理に関する条例の一部を改正する条例（令和 4 年島根県条例第40号。以下「改正条例」という。）第 1 条の規定による改正前の情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第22条第 1 項の規定により県に置かれた島根県情報公開審査会及び施行条例附則第 2 項の規定による廃止前の島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第 7 号。以下「旧個人情報保護条例」という。）第36条第 1 項の規定により県に置かれた島根県個人情報保護審査会（以下これらを「旧審査会」という。）の委員に任命されている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に第 5 条第 1 項の規定により審査会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月31日までとする。

3 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第22条第 6 項及び旧個人情報保護条例第36条第 6 項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはなら

ない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 4 施行日前に、旧情報公開条例第20条第1項、旧個人情報保護条例第34条第1項又は附則第10項の規定による改正前の公文書管理条例第23条第1項の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧情報公開条例及び旧個人情報保護条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
- 5 施行条例附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報保護条例に規定する旧個人情報の開示、訂正等及び利用停止の請求に係る審査請求については、審査会において調査審議するものとする。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する旧情報公開条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 前項の規定は、県の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。
(住民基本台帳法施行条例の一部改正)
- 9 住民基本台帳法施行条例（平成14年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。
第6条中「島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第36条第1項に規定する島根県個人情報保護審査会」を「島根県情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年島根県条例第42号）第1条に規定する島根県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。
(島根県公文書等の管理に関する条例の一部改正)
- 10 島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号）の一部を次のように改正する。
第23条第1項中「情報公開条例第22条に規定する島根県情報公開審査会」を「島根県情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年島根県条例第42号）第1条に規定する島根県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 43 号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例（平成12年島根県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の項第 3 号を削る。

別表64の 4 の項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

<p>(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律 （平成24年法律第84号。以下この項において「法」という。）第53条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この項において「計画」という。）の認定（以下この項において「計画の認定」という。）を受けようとする者</p>	
<p>ア 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び次号において同じ。）に係る計画の認定を受けようとする場合</p>	
<p>㍿ 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p>	<p>34,000円（住宅基準適合証等（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する</p>

	登録住宅性能 評価機関が作 成した法第54 条第1項各号 に掲げる基準 (以下この号 において「認 定基準」とい う。)に適合 していること を示す書類又 は知事の定め るその他の図 書をいう。以 下この号及び 次号において 同じ。)の提 出がある場合 にあつては、 5,000円)
(イ) 床面積の合計が200平方メートル 以上のもの	38,000円(住 宅基準適合証 等の提出があ る場合にあつ ては、5,000 円)
イ 非住宅建築物(建築物エネルギー消	非住宅建築物

費性能基準等を定める省令（平成28年
経済産業省
令第 1 号。以下この号及び
国土交通省
次号において「省令」という。）第 1
条第 1 項第 1 号に規定する非住宅建築
物をいう。以下この号及び次号におい
て同じ。））、共同住宅等（共同住宅、
長屋その他の一戸建ての住宅以外の住
宅で、非住宅部分（建築物のエネル
ギー消費性能の向上に関する法律（平
成27年法律第53号。以下この号及び次
号において「建築物省エネ法」とい
う。）第11条第 1 項に規定する非住宅
部分をいう。以下この号及び次号にお
いて同じ。）を有しないものをいう。
以下この項において同じ。）又は複合
建築物（省令第 1 条第 1 項第 1 号に規
定する複合建築物をいう。以下この号
及び次号において同じ。）に係る計画
の認定を受けようとする場合
又は複合建築
物（非住宅部
分に限って計
画の認定を受
けようとする
場 合 に 限
る。）にあっ
ては(ア又はイ)
に規定する手
数料の額、共
同住宅等又は
複 合 建 築 物
（ 住 宅 部 分
（建築物省エ
ネ法第11条第
1 項に規定す
る住宅部分を
いう。以下こ
の号及び次号
において同
じ。）に限っ
て計画の認定
を受けようと
する場合に限
る。）にあっ
ては(ウ)に規定
する手数料の

<p>(ア) 当該建築物の非住宅部分について 省令第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1) の基準並びに同号ただし書に規定す る方法（次号において「誘導標準入 力法等基準」という。）を用いて評 価を行う場合</p> <p>a 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの</p>	<p>額、複合建築 物（非住宅部 分に限って計 画の認定を受 けようとする 場合及び住宅 部分に限って 計画の認定を 受けようとし る場合を除 く。）にあっ ては(ア)又は(イ) 及び(ウ)に規定 する区分に応 じ、それぞれ 当該手数料を 合算した額</p> <p>225,000円（非 住宅基準適合 証（建築物省 エネ法第15条</p>
--	---

	第 1 項の登録 建築物エネルギー消費性能 判定機関が作成した認定基準に適合していることを示す書類をいう。以下この号及び次号において同じ。)の提出がある場合にあっては、 10,000円)
b 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方 メートル未満のもの	277,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)
c 非住宅部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの	358,000円(非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円)

d 非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方 メートル未満のもの	510,000円 (非 住宅基準適合 証の提出があ る場合にあっ ては、78,000 円)
e 非住宅部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平 方メートル未満のもの	629,000円 (非 住宅基準適合 証の提出があ る場合にあっ ては、124,000 円)
f 非住宅部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平 方メートル未満のもの	731,000円 (非 住宅基準適合 証の提出があ る場合にあっ ては、154,000 円)
g 非住宅部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの	834,000円 (非 住宅基準適合 証の提出があ る場合にあっ ては、192,000 円)

(イ) 当該建築物の非住宅部分について
省令第10条第 1 号イ(2)及び同号ロ(2)
の基準 (次号において「誘導モデル

建物法基準」という。)を用いて評価を行う場合

- | | |
|---|--|
| a 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル未満のもの | 86,000円 (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円) |
| b 非住宅部分の床面積の合計が 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 108,000円 (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円) |
| c 非住宅部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 142,000円 (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円) |
| d 非住宅部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 230,000円 (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、78,000円) |
| e 非住宅部分の床面積の合計が | 300,000円 (非 |

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、124,000円)
f 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	355,000円 (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、154,000円)
g 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	416,000円 (非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、192,000円)
(ウ) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合	
a 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円 (住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、10,000円)
b 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メー	114,000円 (住宅基準適合証

トル未満のもの	等の提出がある場合にあっては、20,000円)
c 住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	194,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、45,000円)
d 住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	269,000円(住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、77,000円)
(2) 法第55条第1項の規定に基づく計画の変更の認定(以下この項において「計画の変更の認定」という。)を受けようとする者	
ア 一戸建ての住宅に係る計画の変更の認定を受けようとする場合	
ア 計画の変更に係る床面積の合計が200平方メートル未満のもの	17,000円(変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合

(イ) 計画の変更に係る床面積の合計が 200平方メートル以上のもの	にあっては、 3,000円) 19,000円（変 更後の計画に 係る住宅基準 適合証等の提 出がある場合 にあっては、 3,000円)
イ 非住宅建築物、共同住宅等又は複合 建築物に係る計画の変更の認定を受け ようとする場合	非住宅建築物 又は複合建築 物（非住宅部 分に限って計 画の変更の認 定を受けよう とする場合に 限る。）に あっては、 又は は、 に規定す る手数料の 額、共同住宅 等又は複合建 築物（住宅部 分に限って計 画の変更の認 定を受けよう とする場合に

	<p>限る。) にあつては(ハ)に規定する手数料の額、複合建築物（非住宅部分に限つて計画の変更の認定を受けようとする場合及び住宅部分に限つて計画の変更の認定を受けようとする場合を除く。) にあつては(ヘ)又は(ハ)及び(ハ)に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料を合算した額</p>
<p>(ア) 当該建築物の非住宅部分について誘導標準入力法等基準を用いて評価を行う場合</p> <p>a 非住宅部分の計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を</p>	<p>225,000円（変更後の計画に</p>

除く。)の床面積の2分の1の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計(以下この号において「計画の変更に係る部分の床面積の合計」という。)が300平方メートル未満のもの	係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、10,000円)
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	277,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、16,000円)
c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	358,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、26,000円)
d 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	510,000円(変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、

	78,000円)
e 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	629,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、124,000円)
f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	731,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、154,000円)
g 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	834,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、192,000円)
(イ) 当該建築物の非住宅部分について誘導モデル建物法基準を用いて評価を行う場合	
a 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方	86,000円 (変更後の計画に

メートル未満のもの	係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 10,000円)
b 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	108,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 16,000円)
c 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	142,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 26,000円)
d 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	230,000円 (変更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 78,000円)
e 非住宅部分の計画の変更に係る	300,000円 (変

部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 124,000円)
f 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	355,000円 (更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 154,000円)
g 非住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	416,000円 (更後の計画に係る非住宅基準適合証の提出がある場合にあっては、 192,000円)
(ウ) 当該建築物の住宅部分について評価を行う場合	
a 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	67,000円 (更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合

	にあっては、 10,000円)
b 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	114,000円 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 20,000円)
c 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	194,000円 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 45,000円)
d 住宅部分の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	269,000円 (変更後の計画に係る住宅基準適合証等の提出がある場合にあっては、 77,000円)

別表64の5の項第7号ア㍗中「(住戸の部分)」を「(住宅部分(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。))」に、「及び住戸の部分」を「及び住宅部分」に改め、同号ア㍗c中「(法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。)(住戸の部分に限って計画の認定を受けようとする場合に

あつては、住戸の部分。以下この号、次号及び第10号において同じ。) 」を削り、同項第 8 号アの中「住戸の部分」を「住宅部分」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表 3 の項の改正規定及び次項の規定は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表 3 の項の改正規定の施行の日前にした一般旅券の査証欄の増補の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 44 号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第73条の18第 3 項」を「第73条の18第 4 項」に改める。

第50条第 1 項各号列記以外の部分中「自動車検査証の記載事項」を「自動車検査証記録事項」に改め、同項第 1 号中「第 7 条、第12条、第13条、第15条、第15条の 2 又は第16条」を「第 7 条第 1 項、第12条第 1 項又は第13条第 1 項」に改め、同項第 2 号中「第67条」を「第67条第 1 項」に、「自動車検査証の記載事項」を「自動車検査証記録事項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第25条の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に交付され、又は返付された自動車検査証の記載事項の変更を申請したときにおけるこの条例による改正後の島根県県税条例第50条第 1 項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「自動車検査証記録事項」とあるのは「自動車検査証の記載事項」と、同項第 2 号中「道路運送車両法第67条第 1 項の規定による自動車検査証記録事項」とあるのは「道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）による改正前の道路運送車両法第67条第 1 項の規定による自動車検査証の記載事項」とする。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 45 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する
条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第35号右欄中「松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町」を「各市町村」に改め、同表第36号左欄の(13)中「第 3 条第 2 項」を「第 7 条第 2 項」に改め、同欄中(13)を(14)とし、同欄の(12)中「平成元年外務省令第11号」を「令和 4 年外務省令第10号」に、「第 3 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同欄中(12)を(13)とし、(8)から(11)までを(9)から(12)までとし、(7)を削り、(6)を(8)とし、同欄の(5)中「第 9 条第 3 項、第10条第 4 項及び第12条第 3 項」を「第 9 条第 3 項及び第10条第 4 項」に、「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同欄中(5)を(6)とし、その次に次のように加える。

(7) 法第 8 条第 2 項又は第 3 項の規定による現有旅券の返納の受理

第 2 条の表第36号左欄の(4)の次に次のように加える。

(5) 法第 3 条第 5 項の規定による現有旅券の確認

第 2 条の表第38号左欄の(20)中「第14条第 4 項又は第 5 項」を「第14条第 3 項又は第 4 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条の表第38号の改正規定 公布の日

(2) 第 2 条の表第36号の改正規定及び次項の規定 令和 5 年 3 月27日

(3) 第 2 条の表第35号の改正規定及び附則第 3 項の規定 令和 5 年 4 月 1 日

(経過措置)

- 2 前項第 2 号に掲げる改正規定の施行の日前にされた一般旅券の査証欄の増補の申請に係る交付については、なお従前の例による。
- 3 附則第 1 項第 3 号に掲げる改正規定の施行の際特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該改正規定の施行の日前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の表第 35 号左欄に掲げる事務で同日以後においては奥出雲町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以降における同法の適用については、それぞれ奥出雲町長のした処分その他の行為又は奥出雲町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

島根県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 46 号

島根県犯罪被害者等支援条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 支援体制等（第 8 条—第 10 条）

第 3 章 基本的施策（第 11 条—第 22 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るとともに、県民誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにするための取組及び犯罪被害者等に対する社会全体の理解を深め、配慮を促進するための取組をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失、プライバシーの侵害等の被害をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することを旨として推進するものとする。

2 犯罪被害者等支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ適切に行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮して行うものとする。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行うものとする。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものによる相互の連携及び協力の下で推進するものとする。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に規定する基本理念（次条から第 7 条までにおいて単に「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(県民の役割)

第 5 条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、二次被害を生じさせること及び犯罪被害者等を孤立させることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況、犯

罪被害人等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第 7 条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害人等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害人等支援を推進するとともに、県がこの条例に基づき実施する施策に協力するよう努めるものとする。

第 2 章 支援体制等

(支援体制の整備)

第 8 条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害人等支援に関係するものと連携し、及び相互に協力して犯罪被害人等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする。

2 県は、犯罪被害人等支援を担う人材を育成するため、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援計画の策定)

第 9 条 県は、犯罪被害人等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下この条において「支援計画」という。）を策定するものとする。

2 支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 犯罪被害人等支援に関する基本的な方針
- (2) 犯罪被害人等支援に関する具体的な施策
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、犯罪被害人等支援を推進するために必要な事項

3 県は、支援計画を策定するに当たっては、県民等の意見を反映させるものとする。

4 県は、支援計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、支援計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第10条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 基本的施策

(相談、情報の提供等)

第11条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての支援)

第12条 県は、犯罪等の被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第13条 県は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第14条 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復し、安心して暮らすことができるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第15条 県は、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第16条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅（島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）への入居における特

別の配慮その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第17条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

(刑事手続参加のための情報提供等)

第18条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事手続に適切に関与することができるようにするため、刑事手続に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第19条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉、生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための職員の訓練及び啓発、犯罪被害者等支援に関する専門的知識又は技能を有する職員の配置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民等の理解促進)

第20条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、県がこの条例に基づき実施する施策、二次被害を生じさせ、及び犯罪被害者等を孤立させることのないよう十分配慮することの重要性等について、県民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動、啓発活動、教育活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第21条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(緊急支援体制の構築)

第22条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合に、当該事案による犯罪被害者等が必要な犯罪被害者等支援を

受けることができるようにするため、国、県、市町村、民間支援団体その他関係機関等による緊急支援体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の一部改正)

- 2 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年島根県条例第42号）の一部を次のように改正する。

「第 6 章 犯罪被害者等に対する支援等（第25条）	「第 6 章 雑
目次中	を
第 7 章 雑則（第26条）	」 附則

則（第25条）

に改める。

」

第10条第 2 項第 2 号中オを削り、カをオとする。

第 6 章を削る。

第 7 章中第26条を第25条とする。

第 7 章を第 6 章とする。

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 23 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 47 号

島根県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第 2 章 個人情報等の取扱い（第 4 条—第 16 条）

第 3 章 個人情報ファイル等（第 17 条・第 18 条）

第 4 章 開示、訂正及び利用停止

第 1 節 開示（第 19 条—第 31 条）

第 2 節 訂正（第 32 条—第 38 条）

第 3 節 利用停止（第 39 条—第 44 条）

第 4 節 審査請求（第 45 条—第 47 条）

第 5 章 雑則（第 48 条—第 53 条）

第 6 章 罰則（第 54 条—第 58 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、島根県議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第 2 号において同

じ。) で作られる記録をいう。以下同じ。) に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。) により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第 3 章まで及び第 6 章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、島根県情報公開条例（平成 12 年島根県条例第 52 号。以下「情報公開条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
- (1) 第 1 項第 1 号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第 1 項第 2 号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
- (1) 第 1 項第 1 号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第 1 項第 2 号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。
- 13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第 6 条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第 7 条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第 8 条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第 9 条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第 10 条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第 2 項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第 54 条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個

人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第21条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 知事、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会若しくは内水面漁場管理委員会、県が設立した地方独立行政法人、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に

保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の課又は職員に限るものとする。

5 保有特定個人情報に関しては、第 2 項第 2 号から第 4 号まで及び第 30 条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第 1 項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第 2 項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第 2 項第 1 号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第39条第 1 項第 1 号	又は第12条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利	第12条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第

	用されているとき	1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第 39 条第 1 項第 2 号	第 12 条第 1 項及び第 2 項	番号利用法第 19 条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 13 条 議長は、利用目的のために又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第 14 条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第 15 条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報で

あるものを除く。以下この条及び第50条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講

じなければならない。

- 3 前 2 項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第 3 章 個人情報ファイル等

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第 17 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第 1 号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第 2 号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 第 19 条第 1 項、第 32 条第 1 項又は第 39 条第 1 項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第 32 条第 1 項ただし書又は第 39 条第 1 項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

- (1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与

又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル
ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

(個人情報取扱事務登録簿)

第18条 議会は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) その他議長が定める事項

2 議会は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 議会は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

4 前3項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生等に関する事務
- (2) その他議長が定める事務

5 議会は、登録簿に登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第49条において「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手續)

第20条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（保有個人情報の開示義務）

第21条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（第2号については、情報公開条例第7条第2号ただし書ウに掲げる情報に該当するものを除く。以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第19条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第28条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を

害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 議長が第25条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示

することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の

個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第23条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第24条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第25条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第26条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第20条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の

期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第27条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

2 前条の規定による開示決定等を行わなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第28条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第46条第2項第3号及び第47条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする

場合であつて、当該第三者に関する情報が第21条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第23条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第46条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第29条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第25条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第30条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示するこ

ととされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第 1 項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用負担）

第31条 第29条第 1 項の規定により文書又は図画の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第 2 節 訂正

（訂正請求権）

第32条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第39条第 1 項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第30条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第49条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

（訂正請求の手續）

第33条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第 3 項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情

報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第34条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第35条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第36条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第33条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第37条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第38条 議長は、第35条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなけ

ればならない。

(利用停止請求の手続)

第40条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報をも特定するに足りる事項
- (3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第41条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第42条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しな

ければならない。

(利用停止決定等の期限)

第43条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第40条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第44条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第46条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、島根県情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年島根県条例第42号。第51条において「審査

会条例」という。) 第 1 条に規定する島根県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第 4 項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第 2 号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第47条 第28条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第 5 章 雑則

（適用除外）

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、

同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 4 章（第 4 節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第 49 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第 50 条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（個人情報の適正な取扱いの確保に関する審査会への諮問）

第 51 条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会条例第 1 条に規定する島根県情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第 52 条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（委任）

第 53 条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第 6 章 罰則

第 54 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 55 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自

己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 56 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 57 条 前 3 条の規定は、県の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第 58 条 偽りその他不正の手段により、第 25 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。